

証券コード 3547
平成29年2月8日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目7番6号

株式会社申カツ田中

代表取締役社長 貫 啓 二

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年2月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年2月24日（金曜日）午前11時
2. 場 所 東京都品川区西五反田七丁目22番17号
TOCビル 13階特別ホール134号会議室
3. 目的事項 第15期（平成27年12月1日から平成28年11月30日まで）事業報告の内容
報告事項 内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項 案 剰余金の処分の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://kushi-tanaka.co.jp/ir/library/meeting/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成27年12月1日から  
平成28年11月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策などを背景に、企業業績の改善、雇用情勢の好転など、緩やかではあるものの総体としては回復傾向で推移しました。

一方、新興国経済の減速など国内景気への影響等の懸念から個人消費は回復までには至っておらず、未だ先行きは不安定かつ不透明な状態であります。

外食産業におきましては、相次ぐ原材料価格の高騰、人材不足の深刻化、電気料金の高騰、企業間競争の激化等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社は、「申カツ田中の申カツで、一人でも多くの笑顔を生むことにより、社会貢献する。」という企業理念のもと、より多くのお客様に笑顔と感動を提供することのできる店舗作りに取り組み、成長のための施策を実施してまいりました。さらには、全国1,000店舗を長期的な目標に掲げ、直営店の出店、フランチャイズ加盟店の推進に努めてまいりました。

その結果、直営店50店舗(前事業年度末比14店舗増)、フランチャイズ店81店舗(前事業年度末比23店舗増)の131店舗となりました。新規出店の加速に伴い、売上高は3,972,043千円(前事業年度比58.2%増)、売上総利益は2,412,705千円(同49.2%増)、販売費及び一般管理費は2,096,427千円(同48.1%増)となり、営業利益は316,278千円(同56.8%増)、経常利益は408,977千円(同52.9%増)となりました。当期純利益は258,722千円(同40.7%増)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、14店舗の新規出店の実施に伴い、設備投資総額448,570千円となりました。なお、設備投資総額には、差入保証金を含めております。

## (3) 資金調達の状況

当社は平成28年9月14日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により250,000株の新株式を発行及び第三者割当増資（オーバーアロットメント）により54,300株の新株式を発行し、1,091,828千円の資金調達を行いました。また、新規出店のための設備投資及び運転資金として197,000千円を金融機関からの借入により調達いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、世界的な景気後退を背景とした生活防衛意識の高まりによる外食機会の減少、食の安全性に対する消費者意識の高まりや低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。こうした状況を踏まえて当社では、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

##### ① 既存店売上の維持向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また参入が比較的容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。その中で当社は、大阪伝統の味串カツにこだわり、また、接客サービスにこだわり、他社と差別化することで店舗収益を確保しております。今後も商品・サービス・クリンリネスをブラッシュアップするとともに、大阪伝統の串カツを地域社会に浸透させることにより、店舗収益力の維持、向上を図っていく方針です。

##### ② 新規出店の継続、出店エリアの拡大

当社は、大阪伝統の串カツ専門店の「串カツ田中」という外食店舗（居酒屋）を主に首都圏において展開しております。新たな収益獲得のため、串カツ田中を社会に認知してもらうべく、新規出店を継続し、出店エリアの拡大を図っております。そのために、物件情報の取得及び物件開発の人員確保等、社内体制の強化に取り組んでまいります。

##### ③ 衛生・品質管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題等により、食材の安全性に対する社会的な要請が強くなっております。当社の各直営店舗及びフランチャイズの各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による店舗監査、食品工場への監査、外部機関による店舗調査、衛生検査等を行っており、今後も法令改正等に対応しながら衛生・品質管理体制のさらなる強化を図っていく方針です。

##### ④ 人材採用・教育強化

当社の他社との差別化の源泉は接客サービスであり、今後の成長には、優秀な人材の確保が必要不可欠であると考えております。当社の企業理念を理解し、賛同した人材の採

用・定着を最重要課題とし、人材の確保に積極的に取り組んでまいります。従業員満足を実現することが、その先の顧客満足を生み出すと考え、人事戦略として、従業員が笑顔で楽しくやりがいを感じて働ける環境を整備しております。

環境整備の一つとして、各店の社員数を拡充することで、外食産業では難しいとされる週休2日制(連休)を導入しております。また、各店でキャンペーン等の売上高を競うことで、自主的に販促方法の検討を促し、仕事を通じてやりがいを感じられるようにしております。さらに、定期的に売上や費用項目(人件費等)等の予算達成率等の成績、衛生検査・覆面調査等の成績を数値化し、公平公正な評価制度を運用することで、従業員の努力が目に見える形で還元される仕組みを構築しております。

人材教育に関しては、各役職・階層別に応じた研修プログラムを充実させ、特に重要な位置づけとなる店長に対しては教育プログラムを強化し、店舗運営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

また、事業の長期的な発展という観点から、従業員との長期的なパートナーシップを築くため、社員独立支援制度を整備しております。

その他、外食産業に限らない経験豊富な人材の招聘などにより、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指します。

#### ⑤ 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、さらなる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充し、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び全従業員に対しての継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分        | 平成25年11月期<br>第12期 | 平成26年11月期<br>第13期 | 平成27年11月期<br>第14期 | 平成28年11月期<br>(当期) 第15期 |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------|
| 売上高        | 840,909 千円        | 1,360,521 千円      | 2,510,606 千円      | 3,972,043 千円           |
| 経常利益       | 178,314 千円        | 176,241 千円        | 267,507 千円        | 408,977 千円             |
| 当期純利益      | 105,506 千円        | 120,557 千円        | 183,938 千円        | 258,722 千円             |
| 1株当たり当期純利益 | 263.77 円          | 258.71 円          | 153.28 円          | 191.84 円               |
| 総資産        | 931,226 千円        | 1,413,961 千円      | 2,034,985 千円      | 3,476,807 千円           |
| 純資産        | 177,173 千円        | 317,730 千円        | 501,669 千円        | 1,852,220 千円           |
| 1株当たり純資産額  | 442.93 円          | 264.78 円          | 418.06 円          | 1,231.28 円             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算定しております。
2. 当社は平成27年10月1日付で普通株式1株につき400株、平成28年7月4日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、当該株式分割が第12期の期首に行われたものとして算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は「申カツ田中の申カツで、一人でも多くの笑顔を生むことにより、社会貢献する。」を経営理念に、「申カツ田中」の単一ブランドで関東圏を中心に全国規模で飲食事業を展開しています。

## (8) 主要な営業所及び工場

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 本社 | 東京都                          |
| 店舗 | 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県 |

## (9) 従業員の状況

| 従業員数        | 前期末比増減     | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|------------|-------|--------|
| 119 (188) 名 | 30 (61) 名増 | 28.8歳 | 1.8年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員が前期末に比較して増加した主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。

## (10) 主要な借入先及び借入額

| 借入先           | 借入額        |
|---------------|------------|
| 株式会社りそな銀行     | 262,095 千円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 134,210    |
| 株式会社三井住友銀行    | 125,976    |
| 西武信用金庫        | 83,483     |
| 株式会社八千代銀行     | 71,062     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 63,533     |
| 株式会社山梨中央銀行    | 56,454     |

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成28年9月14日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,800,000株

(2) 発行済株式の総数 1,504,300株

(3) 株主数 1,154名

### (4) 大株主

| 株 主 名                                                     | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------|--------|---------|
| 株 式 会 社 ノ ー ト                                             | 500 千株 | 33.23 % |
| 貫 啓 二                                                     | 467    | 31.07   |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                                           | 63     | 4.19    |
| 田 中 洋 江                                                   | 60     | 3.98    |
| 貫 花 音                                                     | 60     | 3.98    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                      | 29     | 1.98    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                                        | 21     | 1.40    |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                                       | 15     | 1.05    |
| NOMURA PB NOMINEES LTD THEORIA MULTI-STRATEGY MASTER FUND | 12     | 0.85    |
| グローバル・タイガー・ファンド4号投資事業有限責任組合                               | 7      | 0.51    |

(注) 自己株式は所有していません。

## (5) その他株式に関する重要な事項

平成28年6月15日開催の当社取締役会において、平成28年7月4日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行うことを決議し、当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は4,800,000株に、発行済株式の総数は1,200,000株となりました。

平成28年8月10日開催の当社取締役会において、平成28年9月13日を払込期日とする公募による募集株式の発行を決議し、普通株式250,000株が増加し、発行済株式の総数は、1,450,000株となりました。

また、同取締役会において、平成28年10月17日を払込期日とする第三者割当による募集株式発行を決議し、普通株式54,300株が増加し、発行済株式の総数は、1,504,300株となっております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数  
9,600個
- ② 目的となる株式の種類及び数  
普通株式 48,000株（新株予約権1個につき5株）
- ③ 新株予約権の行使条件
  - (a) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
  - (b) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - (c) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|               | 回次（行使価額）  | 行使期限                        | 個数     | 保有者数 |
|---------------|-----------|-----------------------------|--------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 第1回（262円） | 平成29年10月20日<br>～平成37年10月19日 | 9,600個 | 4名   |

- (注) 1. 当社は平成28年7月4日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数が、9,600株から48,000株に変更になっております。
2. 取締役4名のうち1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

#### (2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年11月30日現在)

| 氏名    | 地位及び担当       | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                                 |
|-------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貫啓二   | 代表取締役社長      | 株式会社ノート 代表取締役                                                                                                                                                            |
| 田中洋江  | 取締役副社長 兼企画部長 |                                                                                                                                                                          |
| 近藤昭人  | 取締役店舗開発部長    |                                                                                                                                                                          |
| 坂本壽男  | 取締役管理部長      |                                                                                                                                                                          |
| 大須賀伸博 | 取締役営業部長      |                                                                                                                                                                          |
| 赤羽根靖隆 | 取締役          | 株式会社DTS 特別顧問                                                                                                                                                             |
| 西川勝久  | 常勤監査役        |                                                                                                                                                                          |
| 深見浩一  | 監査役          | 株式会社PrunZ 代表取締役<br>株式会社Human Resource Creation 代表取締役<br>ENMARU international Pte,LTD. Director<br>株式会社PrunZ CarE 代表取締役<br>株式会社P-function 取締役<br>一般社団法人日本フードビジネス国際化協会 理事長 |
| 佐藤信之  | 監査役          | 株式会社epoc 代表取締役<br>株式会社エー・ピーカンパニー 社外取締役<br>株式会社エージェント 社外監査役<br>Harvest Japan Co.,Ltd. 代表取締役<br>株式会社サンシャインジュース 社外監査役                                                       |

- (注) 1. 取締役赤羽根靖隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西川勝久氏、深見浩一氏及び佐藤信之氏は、社外監査役であります。
3. 平成27年12月1日開催の臨時株主総会において、大須賀伸博氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 平成28年4月15日開催の臨時株主総会において、赤羽根靖隆氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 監査役西川勝久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役佐藤信之氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当社は、取締役赤羽根靖隆氏、監査役西川勝久氏、監査役深見浩一氏及び監査役佐藤信之氏の4氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
8. 平成28年4月15日開催の臨時株主総会において、当社株式の譲渡制限の廃止を決議し、同日をもって取締役及び監査役全員の任期が満了となったことに伴い、同日付で新たに選任された赤羽根靖隆氏を除く、上記取締役及び監査役全員が選任され、同日付でそれぞれ就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役及び社外監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

|     |    |          |       |    |          |
|-----|----|----------|-------|----|----------|
| 取締役 | 6名 | 82,000千円 | (うち社外 | 1名 | 1,600千円) |
| 監査役 | 3名 | 8,871千円  | (うち社外 | 3名 | 8,871千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、平成27年2月2日開催の臨時株主総会で決議された年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲で、取締役会において決定しております。
2. 監査役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成27年2月2日開催の臨時株主総会で決議された年額40,000千円以内の範囲で、監査役の協議により決定しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名             | 兼務先                                                                                                                                                                      | 当該他の法人等との関係                   |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 取締役<br>赤羽根 靖 隆 | 株式会社DTS 特別顧問                                                                                                                                                             | 当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役<br>西川 勝 久  | 該当事項はありません。                                                                                                                                                              |                               |
| 監査役<br>深見 浩 一  | 株式会社PrunZ 代表取締役<br>株式会社Human Resource Creation 代表取締役<br>ENMARU international Pte,LTD. Director<br>株式会社PrunZ CarE 代表取締役<br>株式会社P-function 取締役<br>一般社団法人日本フードビジネス国際化協会 理事長 | 当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役<br>佐藤 信 之  | 株式会社epoc 代表取締役<br>株式会社エー・ピーカンパニー 社外取締役<br>株式会社エージェント 社外監査役<br>Harvest Japan Co.,Ltd. 代表取締役<br>株式会社サンシャインジュース 社外監査役                                                       | 当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。 |

##### ② 社外役員の子な活動状況

| 氏名             | 活動状況                                                                                                    |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>赤羽根 靖 隆 | 平成28年4月15日に取締役に就任後、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に出席いたしました。上場会社の代表取締役を務めた経験をはじめとした豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。 |
| 監査役<br>西川 勝 久  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士として培った知識、経験から適宜発言を行っております。                   |
| 監査役<br>深見 浩 一  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。                       |
| 監査役<br>佐藤 信 之  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。            |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 報酬等の額（千円） |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,000    |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

## (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

### ② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヵ月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

### ③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

監査役会は、同監査法人が受けた上記処分内容の詳細及び金融庁に提出された業務改善計画の概要や実施状況の説明を定期的に受けております。

その結果、業務改善計画に基づく品質管理体制の再構築及び運用が着実に実施されていること、当社に対する監査業務が適正かつ厳格になされていること等を評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。(決議日平成27年10月19日)

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」を定め、取締役会規程をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底させることとします。

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が法令及び定款に適合しているかを監査することとします。

また、内部監査室は、代表取締役社長直轄の部門として、社内における職務の執行が社内規程に適合しているかを監査することとします。

なお、取締役及び使用人の不正もしくは法令違反等を発見した場合などについては通常の伝達系統とは別に内部通報窓口を設置し、体制を整備することとします。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、その他重要な書類のうち取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理をすることとします。

また、文書管理部署である管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対し、何時でもこれらの文書を閲覧に供することとします。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めることとします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス、衛生管理、品質、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれ担当者を定め、想定しうるリスクに対しては、毎週開催される幹部会において報告し、情報を共有することとします。

また、実際にリスクが顕在化した場合には、その対応策を幹部会で討議し、代表取締役社長の命により直ちに対応することとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回定例で取締役会を開催するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時に取締役会を開催していますが、取締役会による決定を要しない事項については、幹部会において議論し、決定することとします。

また、日常の職務執行においては、執行役員その他の責任者に権限を委譲し、各責任者が機動的かつ効率的に業務を執行することとします。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、常設で人員を配置することとします。

当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めるものとし、

また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人からその説明を求めることとします。

取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、必要な説明及び情報提供を行うこととします。

また、取締役及び使用人は、職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等を、発見し次第、遅滞なく監査役に報告することとします。

⑦ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び役職者に徹底することとします。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、意見交換を行うこととします。  
また、内部監査室長及び監査法人と定期的に会合を持ち、内部監査及び会計監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行うこととします。  
なお、常勤監査役は本社の事務室内に席を置き、毎日業務時間中に出勤し、日常レベルで業務の遂行を把握することとします。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の適正性を確保するために、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の整備状況を確認し、その有効性を評価し、さらに、決算・財務報告に係る内部統制の有効性を確かめることとします。
- ⑪ 反社会的勢力を排除するための体制  
当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体等であると判明した場合には取引を解消することとします。  
また、新規の取引を開始するにあたっては、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認したうえで開始することとします。  
万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、被害等の拡大を防ぐこととします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 情報の保存及び管理

文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会及び重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

### ② 取締役会

定例取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しております。会社の重要事項は社内規程に則り決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査役に報告しております。

### ③ 内部監査の実施について

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

### ④ 監査役の職務の執行について

取締役会には監査役全員が、重要な会議には常勤監査役が出席し、業務の執行状況を確認しております。また、代表取締役及び内部監査室と定期的な意見交換も実施いたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,104,890</b> | <b>流動負債</b>      | <b>825,655</b>   |
| 現金及び預金          | 1,892,319        | 買掛金              | 255,719          |
| 売掛金             | 105,191          | 1年内返済予定の長期借入金    | 251,086          |
| 原材料及び貯蔵品        | 17,988           | リース債務            | 7,344            |
| 前払費用            | 37,931           | 未払金              | 57,793           |
| 短期貸付金           | 7,344            | 未払費用             | 68,383           |
| 未収入金            | 11,712           | 未払法人税等           | 109,090          |
| 繰延税金資産          | 19,166           | 預り金              | 11,006           |
| その他             | 13,235           | 前受収益             | 21,277           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,371,916</b> | 未払消費税等           | 43,954           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>743,990</b>   | <b>固定負債</b>      | <b>798,931</b>   |
| 建物              | 529,952          | 長期借入金            | 635,617          |
| 機械及び装置          | 61,235           | リース債務            | 21,420           |
| 車両運搬具           | 4,134            | 資産除去債務           | 59,894           |
| 工具、器具及び備品       | 72,702           | 長期預り保証金          | 82,000           |
| リース資産           | 27,200           | <b>負債合計</b>      | <b>1,624,586</b> |
| 建設仮勘定           | 48,765           | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>8,076</b>     | <b>株主資本</b>      | <b>1,852,220</b> |
| ソフトウェア          | 4,836            | 資本金              | 565,914          |
| ソフトウェア仮勘定       | 3,240            | 資本剰余金            | 555,914          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>619,849</b>   | 資本準備金            | 555,914          |
| 出資金             | 30               | 利益剰余金            | 730,392          |
| 長期貸付金           | 21,420           | その他利益剰余金         | 730,392          |
| 長期前払費用          | 38,797           | 繰越利益剰余金          | 730,392          |
| 差入保証金           | 203,728          | <b>純資産合計</b>     | <b>1,852,220</b> |
| 繰延税金資産          | 18,876           | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>3,476,807</b> |
| 投資不動産           | 306,997          |                  |                  |
| その他             | 30,000           |                  |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,476,807</b> |                  |                  |

# 損益計算書

(平成27年12月1日から  
平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 3,972,043 |
| 売上原価         | 1,559,338 |
| 売上総利益        | 2,412,705 |
| 販売費及び一般管理費   | 2,096,427 |
| 営業利益         | 316,278   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息及び配当金    | 123       |
| 不動産賃貸料       | 22,248    |
| 協賛金収入        | 86,862    |
| その他          | 9,209     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 11,175    |
| 不動産賃貸原価      | 7,878     |
| 株式交付費        | 5,311     |
| その他          | 1,379     |
| 経常利益         | 408,977   |
| 特別損失         |           |
| 減損損失         | 17,845    |
| 税引前当期純利益     | 391,131   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 134,400   |
| 法人税等調整額      | △1,991    |
| 当期純利益        | 258,722   |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から  
平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |         |             |                             |             |            | 純資産合計     |
|---------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
|         | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金                       |             | 株主資本<br>合計 |           |
|         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
| 当期首残高   | 20,000  | 10,000  | 10,000      | 471,669                     | 471,669     | 501,669    | 501,669   |
| 当期変動額   |         |         |             |                             |             |            |           |
| 新株の発行   | 545,914 | 545,914 | 545,914     |                             |             | 1,091,828  | 1,091,828 |
| 当期純利益   |         |         |             | 258,722                     | 258,722     | 258,722    | 258,722   |
| 当期変動額合計 | 545,914 | 545,914 | 545,914     | 258,722                     | 258,722     | 1,350,551  | 1,350,551 |
| 当期末残高   | 565,914 | 555,914 | 555,914     | 730,392                     | 730,392     | 1,852,220  | 1,852,220 |

# 個別注記表

(平成27年12月1日から  
平成28年11月30日まで)

## 重要な会計方針

### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を含む）は、定額法によっております。

（ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法）

その他の有形固定資産は、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 5年～24年 |
| 機械及び装置    | 5年～8年  |
| 車両運搬具     | 6年     |
| 工具、器具及び備品 | 2年～8年  |

#### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (4) 長期前払費用

定額法によっております。

(5) 投資不動産

定額法によっております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

|    |     |
|----|-----|
| 建物 | 25年 |
|----|-----|

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

|       |        |
|-------|--------|
| ヘッジ手段 | 金利スワップ |
|-------|--------|

|       |     |
|-------|-----|
| ヘッジ対象 | 借入金 |
|-------|-----|

(3) ヘッジ方針

当社は、金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保付債務

#### (1) 担保に供している資産

|       |           |
|-------|-----------|
| 定期預金  | 20,008千円  |
| 投資不動産 | 306,997千円 |
| 計     | 327,005千円 |

#### (2) 担保付債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 51,024千円  |
| 長期借入金         | 206,830千円 |
| 計             | 257,854千円 |

### 2. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 255,364千円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額  | 15,452千円  |

## 損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所       | 用途                | 種類                                  | 減損損失 (千円) |
|----------|-------------------|-------------------------------------|-----------|
| 大阪府大阪市西区 | (店舗)<br>串カツ田中土佐堀店 | 建物<br>機械及び装置<br>工具、器具及び備品<br>長期前払費用 | 17,845    |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

串カツ田中土佐堀店につきましては、店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

また、減損損失の内訳は建物12,834千円、機械及び装置2,054千円、工具、器具及び備品1,832千円及び長期前払費用1,125千円であります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 1,504,300株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
該当事項はありません。
3. 配当に関する事項  
基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの平成29年2月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
  - ① 配当金の総額 90,258千円
  - ② 1株当たり配当額 60円
  - ③ 基準日 平成28年11月30日
  - ④ 効力発生日 平成29年2月27日なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。また、1株当たり配当額60円のうち、30円は上場記念配当額であります。
4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 未払事業税           | 6,743千円  |
| 未払費用            | 5,860千円  |
| 前受収益            | 6,562千円  |
| 減損損失            | 11,099千円 |
| 資産除去債務          | 18,456千円 |
| 一括償却資産損金算入限度超過額 | 4,373千円  |
| その他             | 185千円    |
| 繰延税金資産小計        | 53,280千円 |
| 評価性引当額          | 一千円      |
| 繰延税金資産合計        | 53,280千円 |

#### 繰延税金負債

|          |           |
|----------|-----------|
| 資産除去費用   | △15,237千円 |
| 繰延税金負債合計 | △15,237千円 |
| 繰延税金資産純額 | 38,043千円  |

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の32.3%から平成28年12月1日に開始する事業年度及び平成29年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更による繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額に与える影響額は軽微であります。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。

資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

差入保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1ヵ月以内又は45日以内の支払期日であります。

借入金は、賃貸用不動産の取得及び店舗の新規出店に必要な資金を調達したものであり、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る将来の金利リスクを軽減するために、金利スワップを利用しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

差入保証金については、取引開始時に差入先の信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜差入先の信用状況の把握に努めております。

##### ② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務課が適時に資金繰り表を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金    | 1,892,319        | 1,892,319  | —          |
| (2) 差入保証金     | 203,728          | 190,642    | △13,085    |
| 資産計           | 2,096,048        | 2,082,962  | △13,085    |
| (1) 買掛金       | 255,719          | 255,719    | —          |
| (2) 長期借入金 (※) | 886,703          | 887,342    | 639        |
| 負債計           | 1,142,422        | 1,143,062  | 639        |

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含めております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金

現金及び預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した貸貸契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負 債

##### (1) 買掛金

買掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 長期借入金

変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|          | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金       | 1,861,387    | —                   | —                    | —            |
| 差入保証金(※) | —            | 21,160              | 6,409                | —            |
| 合計       | 1,861,387    | 21,160              | 6,409                | —            |

(※) 差入保証金のうち、現時点において償還予定が確定していないものについては、記載しておりません。

## (注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 251,086      | 240,477             | 197,829             | 114,831             | 40,080              | 42,400      |
| 合計    | 251,086      | 240,477             | 197,829             | 114,831             | 40,080              | 42,400      |

## 賃貸等不動産に関する注記

## 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のマンション（土地を含む。）を所有しております。

平成28年11月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は14,369千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額 | 事業年度末日における時価 |
|----------|--------------|
| 306,997  | 309,683      |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。ただし、第三者からの取得時から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 関連当事者に関する注記

### 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

| 種類       | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)           | 関連当事者との関係 | 取引の内容              | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|------------|-----|--------------|-----------|-----------------------------|-----------|--------------------|----------|----|----------|
| 役員及び主要株主 | 貴 啓二       | —   | —            | 当社代表取締役社長 | (被所有)<br>直接 31.0<br>間接 33.2 | —         | 当社不動産賃借契約の債務被保証(注) | 63,381   | —  | —        |

(注) 当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長貴啓二から債務保証を受けております。取引金額については、平成27年12月1日から平成28年11月30日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

### 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,231円28銭

1株当たり当期純利益 191円84銭

(注) 当社は、平成28年7月4日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年1月18日

株式会社申カツ田中  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 工藤雄一 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社申カツ田中の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年1月25日

株式会社申カツ田中 監査役会

社外監査役（常勤監査役） 西 川 勝 久 ㊟

社外監査役 深 見 浩 一 ㊟

社外監査役 佐 藤 信 之 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社の配当方針につきましては、事業拡大に対する資金需要、経営成績及び財政状態を総合的に勘案しながら、将来にわたる株主の皆様への安定した配当を継続して実施することを基本としております。

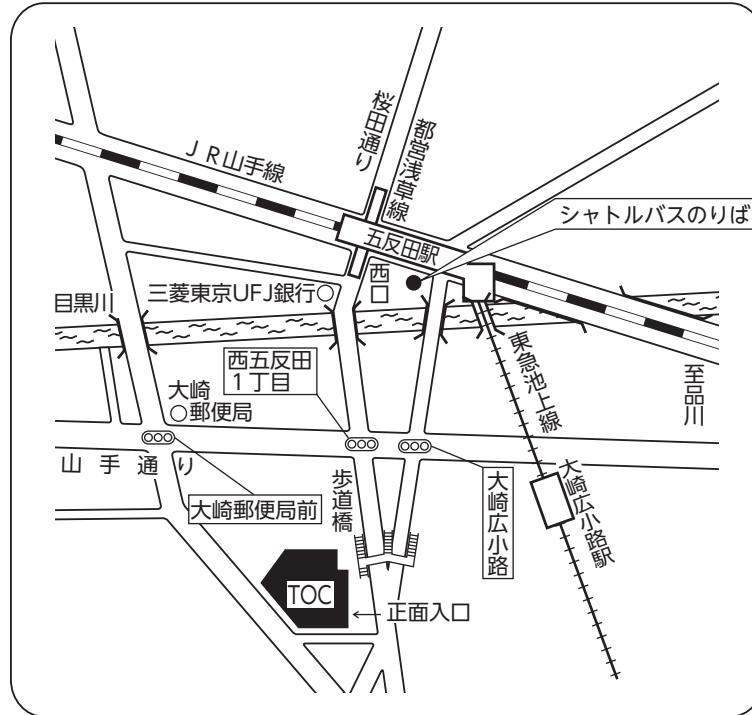
第15期につきましては、平成28年9月14日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場することができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき60円（うち、普通配当30円、上場記念配当30円）  
総額 90,258,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年2月27日

以 上

# 株主総会会場のご案内図

- 会場 東京都品川区西五反田七丁目22番17号  
TOCビル 13階特別ホール134号会議室



## [交通]

- ・ JR山手線、都営浅草線、東急池上線五反田駅より…徒歩20分  
五反田駅⇒TOCビル行き 無料シャトルバス…約8分  
(おおむね8分間隔でJR五反田駅西口 野村證券ビル前から発着しております。)
- ・ 東急池上線大崎広小路駅より…徒歩15分